

奈良市公報 第 172 号					令和 8 年 7 月 16 日 発行 発行所 奈良市役所 発行人 奈良市長 編集人 法務ガバナンス課長
目次					
条 例					
月	日	番号	件 名	主 管	
6	29	21	奈良市公報号外第 30 号に掲載	いじめ防止生徒指導課、子ども政策課	
6	29	22	奈良市公報号外第 30 号に掲載	市民税課、資産税課	
6	29	23	奈良市公報号外第 30 号に掲載	公園緑地課	
6	29	24	奈良市公報号外第 30 号に掲載	消防局総務課	
6	29	25	奈良市公報号外第 30 号に掲載	教育政策課	
規 則					
月	日	番号	件 名	主 管	
6	22	35	奈良市公報号外第 30 号に掲載	消防局総務課	
告 示					
月	日	番号	件 名	主 管	
6	16	330	放置自転車等の保管	環境政策課	
6	16	331	奈良市公報号外第 30 号に掲載	総務課	
6	17	332	事業計画のある道路の指定	建築指導課	
6	17	333	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
6	19	334	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
6	19	335	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課	
6	19	336	歴史的風致形成建造物の指定	観光戦略課	
6	19	337	奈良市公報号外第 30 号に掲載	保健予防課	
6	22	338	放置自転車等の保管	環境政策課	
6	24	339	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課	
6	24	340	自立支援給付費返還金確定通知書の公示送達	障がい福祉課	
6	25	341	令和 8 年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課	
6	29	342	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
6	29	343	放置自転車等の処分	環境政策課	
6	29	344	国土調査の実施	都祁行政センター地域振興課	
6	30	345	令和 5 年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課	

6	30	346	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
監 査				
月	日	番号	件 名	
6	18	9	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
6	30	10	定期監査の実施	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
6	17	32	奈良市排水設備指定工事店の指定	営業管理課
6	29	33	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	営業管理課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
6	22	11	定例教育委員会の開催	教育政策課

告

示

奈良市告示第330号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年6月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年6月11日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 3 3 2 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 17 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和 8 年 6 月 17 日

2 指定した道路の名称

一般国道 2 4 号

3 指定した道路の幅員

54.57m～72.96m

4 指定した道路の延長

259.44m

5 指定した道路の区域

奈良市西九条町三丁目 10-11 地先から奈良市西九条町三丁目 14 地先まで

奈良市告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西城戸町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	新土居 智代 奈良市西城戸町23番地	松原 辰朗 奈良市西城戸町17番地

2 変更の年月日

令和8年4月11日

奈良市告示第334号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	原地 繁実 奈良市南登美ヶ丘6番9号	小林 美和 奈良市南登美ヶ丘1番6－2号

2 変更の年月日

令和8年2月14日

奈良市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	逢坂 登志一 奈良市南永井町398番地の18	西田 吉成 奈良市南永井町乙132番地の38

2 変更の年月日

令和8年4月19日

奈良市告示第336号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月19日

奈良市長 仲川 元庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第44号	令和8年 6月19日	辻家住宅	主屋（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 離れ（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺）	福智院町 9番地1

奈良市告示第338号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年6月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年6月17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 339 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり
一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

申 請 者 住 所	大阪府和泉市いぶき野 4 丁目 4 番 1 － 1 0 5 号
申 請 者 氏 名	岡田 佳浩
廃止する道路の位置	奈良市大安寺七丁目 7 0 4 番 1 の一部
廃止する道路の幅員	最大 4. 00m 最小 4. 00m
廃止する道路の延長	51. 6m
廃 止 年 月 日	令和 8 年 6 月 24 日
廃 止 番 号	第 R0805 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第8条第1項及び第2項の規定による自立支援給付費の返還について、自立支援給付費返還金確定通知書をその送達を受けるべき者に送付したが、その者の住所等が不明のため送達することができないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項でその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は福祉部障がい福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

令和8年6月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

自立支援給付費返還金確定通知書

2 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第341号

令和8年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和8年度奈良市一般会計補正予算（第1号）
- 2 令和8年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和 8 年度奈良市一般会計 補正予算（第 1 号）

令和 8 年度奈良市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 0 3 3, 9 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 4, 4 5 9, 5 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15．国庫支出金		37,765,966 ^{千円}	690,500 ^{千円}	38,456,466 ^{千円}
	4．国庫交付金	8,764,578	690,500	9,455,078
20．繰越金		－	343,407	343,407
	1．繰越金	－	343,407	343,407
歳 入 合 計		193,425,597	1,033,907	194,459,504

(注) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1．議会費		687,749 ^{千円}	6,447 ^{千円}	694,196 ^{千円}
	1．議会費	687,749	6,447	694,196
2．総務費		20,474,612	187,078	20,661,690
	2．企画費	3,540,885	187,078	3,727,963
3．民生費		82,725,115	630	82,725,745
	2．児童福祉費	30,268,719	630	30,269,349
7．商工費		1,114,898	818,000	1,932,898
	1．商工費	1,114,898	818,000	1,932,898
8．観光費		1,275,926	9,452	1,285,378
	1．観光費	1,275,926	9,452	1,285,378
11．教育費		20,662,598	12,300	20,674,898
	1．教育総務費	4,269,030	12,300	4,281,330
歳 出 合 計		193,425,597	1,033,907	194,459,504

令和 8 年度奈良市一般会計 補正予算（第 2 号）

令和 8 年度奈良市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 4, 4 6 2, 8 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 . 繰 越 金		千円 343,407	千円 3,300	千円 346,707
	1 . 繰 越 金	343,407	3,300	346,707
歳 入 合 計		194,459,504	3,300	194,462,804

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 . 議 会 費		千円 694,196	千円 3,300	千円 697,496
	1 . 議 会 費	694,196	3,300	697,496
歳 出 合 計		194,459,504	3,300	194,462,804

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年6月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和8年3月31日 奈良市指令整開 第25A-38号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年6月29日 第1982号

公共施設 令和8年6月29日 第1006号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南京終町六丁目609番1及び609番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区熊野町東三丁目1番9号 シティコート大小路Ⅱ504

株式会社ノイレバ 代表取締役 高村 惣裕

5 公共施設の種類、位置及び区域

（1）道路

奈良市南京終町六丁目609番2

奈良市告示第343号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和8年6月29日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和8年7月13日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年11月20日

奈良市告示第344号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業計画が決定された年月日

令和8年5月15日

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市都祁吐山町の一部

奈良市針町の一部

4 調査期間

令和8年4月7日から令和9年3月31日まで

奈良市告示第 3 4 5 号

令和 5 年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 4 6 年奈良市条例第 1 2 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和 8 年 6 月 3 0 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
令和 5 年度市・県民税納税通知書
- 2 送達をすべき文書の発送年月日
別紙に記載
- 3 送達を受けるべき者
別紙に記載
別紙省略

奈良市告示 346 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和 8 年 6 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

開所時間の変更
下記の期間において、開所時間を次のとおりとする。

施 設 名	期 間	開 所 時 間
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 30 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
	令和 8 年 7 月 31 日	午前 11 時から午後 10 時まで
奈良市総合観光案内所	令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
奈良市観光センター	令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで	午前 10 時から午後 5 時まで

監

查

奈良市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 18 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

経営企画課

監査結果公表日 令和 7 年 12 月 25 日（奈良市監査委員告示第 21 号）

措置結果通知日 令和 8 年 6 月 12 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
第 3 回ウォーター PPP 分科会等の出張において、復命書が作成されていなかった。 職員が出張した場合には、奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）第 35 条の規定に基づき、その内容や成果を記録する復命書を作成する必要がある。 公費が適切に支出されていることを証するため、また、記録を残し事後の説明責任を果たすため、同規則に基づき適切に復命書を作成されたい。	公費の適切な支出の証明、記録の保管のため、また、事後の説明責任を果たすため、令和 7 年 12 月 26 日に出張した会議について、奈良市企業局職員就業規則第 35 条の規定に基づき、適切に復命書を作成いたしました。 今後も継続して、職員が出張した際には、同規則に基づき適切に復命書を作成してまいります。

監査結果公表日 令和 5 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 20 号）

措置結果通知日 令和 8 年 6 月 15 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
コロナ禍における市民生活及び経済活動を支援するため、水道料金の基本料金 2 か月分を減免したことに対する国からの交付金を財源とする市からの負担金を給水収益で受けていた。 給水収益は、上水道の主たる営業活動により得られた営業収益のうち、水道料金収入を勘定する科目である。 市からの負担金は、たとえ水道料金の減免額	令和 8 年 2 月から 4 月までの 3 か月間、物価高騰に係る経済対策における水道基本料金の減免を実施しました。 これに伴う一般会計からの減免相当額の繰入れについて、適正な勘定科目の適用を図るため、営業外収益の他会計補助金として収入いたしました。

に対する補填であっても、通常の水道料金収入 ではないため、給水収益で受けることは適正な 経営成績等の把握を困難にするおそれがある。 適正な勘定科目で収入を受けられたい。	
---	--

奈良市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	植	村	佳史
同	柳	田	昌孝

奈 監 第 25 号
令和 8 年 6 月 30 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 八尾 俊宏 様
奈良市教育長 垣見 弘明 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	植	村	佳史
同	柳	田	昌孝

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、監査対象については、令和 7 年度の財務を対象としたので旧年度の組織名で表記しています。

1 監査対象

市民部	市民課（市民サービスセンターを含む。）	斎苑管理課
	共生社会推進課（男女共同参画室を含む。）	
	北人権文化センター	東人権文化センター
	南人権文化センター	
	西部出張所総務課	西部出張所住民課
消防局	消防総務課	
教育部	教育総務課	教育施設課
	学校教育課	
	いじめ防止生徒指導課	一条高等学校事務室

2 監査期間

令和 8 年 4 月 16 日から同年 6 月 30 日まで

3 監査方法

令和 7 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 8 年 2 月末日現在の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

市民部

斎苑管理課

【指摘】

墓地使用料において、減免に関する決定が部長専決ではなく課長専決で行われている事例が見受けられた。

墓地使用料の減免については、奈良市墓地条例（昭和 43 年奈良市条例第 45 号）第 8 条及び同条例施行規則（昭和 43 年奈良市規則第 64 号）第 8 条の規定に基づいて行われ、その決定については、奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）第 4 条に部長専決で行うことが規定されている。

同規程の定めに従って部長専決で決定されたい。

ただし、今回の事例は生活保護の受給を理由として決定されたものであり、疑義又は自由裁量の余地のない事例であったことから、部長専決で決定する意義に乏しいものとする。今後、同様の事例について課長専決で決定できるよう事務専決規程の見直しも検討されたい。

【指摘】

墓地使用料において、減免申請書の提出がないにもかかわらず減免されている事例が見受けられた。

これは、この事例の対象者が過去において生活保護の受給者であることを理由に減免されていた経緯があったことから、減免申請書の提出がないまま減免処理したことが原因であった。

しかしながら、生活保護受給の有無については随時変更が生じる可能性があり、毎年必ず減免の対象になるとは限らない。このため、本来は奈良市墓地条例第 7 条別表に定める使用料の決定通知書を送付し、それに対して本人から減免申請があった後に、審査の上で減免決定を行うべきであった。なお、今回の対象者が現在も継続して生活保護の受給者であることが確認できた。

所管課においては、減免手続の流れを整理した上で適正に事務手続を行われない。

消防局

消防総務課

【指摘】

消防署及び消防分署で使用する寝具の賃貸借契約について、市内 2 つのエリアごとに、それぞれ別の者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約を行っていた。また、エリアを 2 つに分けている合理的な理由も得られなかった。

この契約方法は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものとする」場合に適用できるものであるが、本件においては少なくとも上記の 2 業者間において競争性を有するため、当該規定に該当するとは言えないと考える。

当該契約は競争原理の余地を有するため、随意契約ではなく原則的な契約方式である競争入札によって契約の相手方を選定するよう改められたい。また、現在 2 つに分けているエリアについて、規模の利益の観点から 1 つにまとめて発注することも併せて検討されたい。

教育部

教育施設課

【指摘】

学校施設開放事業に係る施設の利用について、令和 4 年度の定期監査において事業所管課であるスポーツ振興課に対し、使用料の徴収又は免除の手続を行うよう指摘したところであるが、指摘から 3 年が経つ現在においても、スポーツ振興課と教育財産所管課である教育施設課との間で使用料の徴収方針が定まっていないため、スポーツ振興課において使用料を徴収できておらず、また、徴収しないことについての免除手続もとられていなかった。

学校開放により施設を利用する場合においても、現行規定上は、奈良市立学校施設使用料条例（平成 12 年奈良市条例第 22 号）第 2 条の規定に基づき使用料の納付が必要となる。

現在整備が進められている体育館の空調設備に係る使用料も含め、速やかに両課間で協議の上で方針を決定し、必要に応じて条例を整備されたい。

【指摘】

施設修繕料の執行において、同一の修繕に対し支払が二重に行われている事例が2件見受けられた。なお、2件のうち1件は受注業者からの申出により返還済みであった。

二重に支払が行われた原因は、所管課によると、既に支払済みであった修繕について、受注業者が支払書類の提出がまだであると誤認し再度所管課に提出したこと、また、所管課も支払済みであることを確認せず支払手続を進めてしまったことによるものであるとのことであった。

重複した支払について速やかに返還を求めるとともに、今後同様のことが生じないように、執行状況の管理を適切に行うなど再発防止策を講じられたい。

一条高等学校事務室（一部継続案件あり）

【意見】

日本スポーツ振興センター災害共済の給付金については、一条高等学校附属中学校及び一条高等学校ごとの校長名義の通帳に一旦入金され、そこから保護者へ給付されている。

当該給付金は、学校の管理下で発生した子どもの負傷等に対する災害給付金であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の7及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の5第2号の規定に基づき、歳入歳出外現金で保管することができるものである。

公式な手続を踏まえることにより管理上のリスク軽減が図れるよう、歳入歳出外現金にて保管するように改められたい。

【意見】

今回の監査対象課において、工事請負費を事務職員が執行している事例が見受けられた。

この要因は、所管課に技術職員が配置されていないことなどによるものであった。

工事請負費の執行は専門性の高い職務であることから、奈良市工事監督要綱等において技術職員が担うことが規定されている。

本来技術職員が担うべき職務を事務職員が担うことにより、場合によっては不適正な工事の履行に起因する重大な事象につながることも考えられる。

このことについては、令和7年度第1回定期監査においても、「複数課にわたる共通意見」で同様趣旨の意見を述べたところである。

本件は、市全体の業務体制に関わる事項であるため、課題解決に当たっては、市長マネジメントで組織横断的に取り組まれることを要望する。

公當企業

奈良市企業局告示第32号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月17日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ウエノ住器サービス	上野 利輝	奈良県橿原市中曽根司町150－ 34 1F	令和8年6月10日
株式会社植木工業	植木 勝一	奈良県生駒市俵口町687番地	令和8年6月10日

奈良市企業局告示第33号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月29日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
高松工業	高松 正人	奈良県大和郡山市矢田山町29番 地2	令和8年6月22日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

令和8年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和8年6月22日

奈良市教育委員会
教育長 垣 見 弘 明

1 日 時

令和8年6月30日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

議案

議案第12号 奈良市教科用図書選定委員会規則等の一部改正について

議案第13号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第14号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

その他報告事項

その他報告事項(1) 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の調査終了について

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。